

答 申 第 60 号

**三重県情報公開・個人情報保護審査会
答申**

令和 4 年 3 月

三重県情報公開・個人情報保護審査会

当審査会は三重県情報公開・個人情報保護審査会条例第 3 条第 4 項の規定に基づき、次のとおり意見を述べる。

1 審査会の結論

三重県土地開発公社が行った決定は、妥当である。

2 異議申出の趣旨

異議申出の趣旨は、開示請求者が令和 3 年 9 月 24 日付けで三重県土地開発公社情報公開規程（以下「規程」という。）に基づき行った特定道路建設工事に関する複数の特定個人の用地買収にかかる移転費についての開示請求（以下「本請求」という。）に対し、三重県土地開発公社（以下「公社」という。）が令和 3 年 10 月 4 日付けで行った文書部分開示決定（以下「本決定」という。）について、取消しを求めるというものである。

3 本件対象文書及び本件非開示部分について

本件異議申出の対象となっている文書（以下「本件対象文書」という。）は、特定道路建設工事に係る用地先行取得業務において発生した物件損失補償に関する文書であり、具体的には公社と特定の個人地権者（以下「本件地権者」という。）との間で交わされた「物件移転補償契約書」及びその補償の内訳等を記した「補償調書」である。

そして、本件対象文書において、公社が非開示とした情報であって、異議申出人が開示を求めている情報（以下「本件非開示部分」という。）は、補償金額及び補償対象となった物件等の種類・数量・単位である。

4 異議申出の理由

異議申出書及び反論書における異議申出人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

特定道路建設工事に絡む用地買収について、ルート変更の経緯を含め、公金の支出総額を知るため、憲法第 21 条の「表現の自由」に関連しての「国民の知る権利」保障の観点から求める。

異議申出人が別途行った当該工事の用地買収に関する情報を求める文書開示請求に対し、用地の取得に伴う所有地売却費は開示されたのに、本請求に対しては個人情報として移転補償費が非開示とされたことは矛盾がある。宅地類等の移転補償費の開示を求める。

本件地権者は〇〇長であり、特別公務員で公人であるため移転補償費は会社の規程第 7 条第 2 号（個人情報）の適用外であり、開示されるべきである。また、本件地権者は政治倫理の確立のための〇〇長の資産等の公開に関する条例（以下「資産等公開条例」という。）により、土地の売買等について既に所有地売却時に情報公開しており、個人情報であるとして秘匿する理由や根拠は失われている。

本件地権者には特定道路建設工事の真実を明らかにする公人としての説明責任があると考えられる。

5 会社の説明要旨

会社の主張を総合すると、次の理由により、本決定が妥当というものである。

本件非開示部分は、特定の個人がどのような建物、工作物及び動産を保有しているかということや、その数量等が推測できるもので、どのくらいの補償金額を受けたかに関する情報であり、既に開示された本件地権者の氏名等と組み合わせれば、本件地権者個人の財産の保有状況が明らかになるため、規程第 7 条第 2 号に定める「個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るもの」に該当する。

建物の種類・構造・床面積等の所有状況は当該建物が登記されていれば公示されるが、工作物、動産、植栽等の所有状況は公示されない。さらに、建物の補償金額の算定に当たっては、その建物内に立ち入らなければわからない内部の構造等について詳細な調査が行われ、その結果をもとに補償金額が算定されるため、算定の要因すべてが登記情報によって公示されるものではなく、一般人は外部から観察することができるにとどまり、補償金額の算定要素の詳細まで外部に明らかになっているとはいえない。

これらの情報は、私生活に密接に関連する極めて機微な情報であり、個人が識別される状況で公にすれば、本件地権者の権利利益が著しく害されるおそれがある。また、登記情報上の数量と実際の数量は異なることも多く、一致しているとは限らない。

本件地権者は地方公共団体の長であるが、本件対象文書は、本件地権者の私有財産に関する私人としての契約において作成されたものである。また、本件地権者の資産や所得等については資産等公開条例により何人にも閲覧が認められているが、その閲覧対象となる所得等報告書の内容は、前年分所得についての総所得金額及び山林所得金額に係る各種所得の金額と定められており、個々の契約についてその金額まで記載されるものではない。

したがって、本件非開示部分は公にすることが予定されておらず、一般人においておおよその見当をつけることができるものとはいえないため、規程第 7 条第 2 号ただし書イに定める「公にされ、又は公にすることが予定されている情報」には該当しない。また、同号ただし書ロに該当しないことは明らかである。

6 審査会の判断

(1) 基本的な考え方

規程第 1 条によると、本規程は、三重県情報公開条例（平成 11 年三重県条例第 42 号。）第 31 条第 1 項の規定に基づき、公社の文書等の開示に関し必要な事項を定めること等により、公社の保有する情報の一層の公開を図り、もって公社の諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正な公社運営の推進に資することを目的としているものである。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、規程を適正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 規程第 7 条第 2 号（個人情報）の意義について

個人に関する情報であって特定の個人が識別され得るものについて、本号は、一定の場合を除き非開示情報としている。これは、個人に関するプライバシー等の人権保護を最大限に図ろうとする趣旨であり、プライバシー保護のために非開示とすることができる情報として、個人の識別が可能な情報（個人識別情報）を定めたものである。

しかし、形式的に個人の識別が可能であればすべて非開示となるとすると、プライバシー保護という本来の趣旨を超えて非開示の範囲が広くなりすぎるおそれがある。

そこで、規程は個人識別情報を原則非開示とした上で、本号ただし書により、非開示にする必要のないもの及び個人の権利利益を侵害しても開示することの公益が優越するため開示すべきものについては、開示しなければならないこととしている。

(3) 規程第 7 条第 2 号（個人情報）の該当性について

本件非開示部分は、本件地権者の財産に関する情報であり、既に開示されている本件地権者の氏名と組み合わせれば、本件地権者を識別できる情報であると認められるが、異議申出人は、本件地権者は地方公共団体の長として特別公務員（「特別職の地方公務員」を意味しているものと解す）であり、公人であるため本件非開示部分は本号の適用外であると主張する。

確かに本号は、「公務員等の職務に関する情報」を個人情報から除外し、原則開示することとしている。これは、一般職か特別職かにかかわらず公務員の職務に関する情報は、そもそもその職務の性格上公益性が強いことから「個人に関する情報」には含まないこととし、当該情報を原則開示することとしたものである。

しかしながら、本件対象文書は本件地権者が自身の私有財産である土地について私人として行った契約において作成された文書であり、当該契約は特別職の地方公務員たる地方公共団体の長の職務として行われたものではないと認められるため、本件非開示部分は公務員等の職務に関する情報には該当しない。

したがって、本件非開示部分は本号本文に定める個人情報に該当すると認められる。次に、本件非開示部分が本号ただし書に該当するかどうかを検討する。

異議申出人は、本件地権者は〇〇長であり、資産等公開条例により、土地の売買等について既に所有地売却時に情報公開しているため、個人情報であるとして秘匿する理由や根拠は失われていると主張する。

確かに、資産等公開条例の規定によると、本件地権者は〇〇長として自身の有する土地及び建物等の資産等について資産等報告書または資産等補充報告書を、自身の前年の所得について所得等報告書を作成しなければならないとされており、これらの報告書は、何人も閲覧請求をすることができるかとされている。しかしながら、これらの報告書においては、土地等の資産や給与等の所得にかかる項目ごとの総額が示されるものであって、個々の契約金額やその内訳まで記載されるものではない。

また、建物については、所有状況が不動産登記簿に登録されて公示されるものの、内部の構造、使用資材、施工態様、損耗の状況等の詳細は公示等で公にされるものではなく、一般人は、外部から観察することができるにとどまり、知ることができない。工作物等の物件についても、公示等で公にされるものではなく、必ずしも一般人の目に触れるものではない。

さらに、これらの情報に基づいて算定される補償金額についても、一般人であればおおよその見当をつけることができるものとはいえない。

したがって、本件非開示部分は本号ただし書イに定める「法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当しない。また、その内容及び性質から、本号ただし書ロに定める「人の生命、身体、健康、財産、生活又は環境を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」にも該当しない。

なお、異議申出人が別途行った文書開示請求に対して所有地売却費が開示された一方、本請求に対して本件非開示部分が非開示とされたことは矛盾があると主張する点については、土地の所有状況は不動産登記簿により公示されるものであり、所有地売却費については土地の客観的性状等から一般人がおおよその見当をつけることが可能な場合があると考えられるため、本件非開示部分と判断を同じくすべきものとは解されない。

以上のことから、本件非開示部分を非開示とした公社の判断は妥当である。

(4) 結論

よって、主文のとおり答申する。

7 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙 1 審査会の処理経過のとおりである。

別紙 1

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
R 3 . 1 1 . 1 6	・ 諮問書及び弁明書の受理
R 3 . 1 1 . 1 8	・ 公社に対して、対象文書の提出依頼
R 3 . 1 2 . 1 0	・ 公社を経由して異議申出人からの反論書の受理
R 3 . 1 2 . 1 4	・ 異議申出人に対して、意見書又は資料の提出依頼及び口頭意見陳述の希望の有無の確認 ・ 公社に対して、意見書又は資料の提出依頼
R 3 . 1 2 . 1 5	・ 異議申出人からの資料の受理
R 4 . 1 . 5	・ 公社からの意見書及び資料の受理
R 4 . 2 . 2 4	・ 書面審理 ・ 公社の補足説明 ・ 審議 (令和3年度第7回第2部会)
R 4 . 3 . 2 4	・ 審議 ・ 答申 (令和3年度第8回第2部会)

三重県情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長 (第一部会部会長)	高 橋 秀 治	三重大学人文学部教授
会長職務代理者 (第二部会部会長)	片 山 眞 洋	三重弁護士会推薦弁護士
委 員	内 野 広 大	三重大学人文学部准教授
委 員	川 本 一 子	弁護士
委 員	仲 西 磨 佑	司法書士
委 員	小 川 友 香	税理士
委 員	名 島 利 喜	三重大学人文学部教授
委 員	山 崎 美 幸	百五総合研究所 主任研究員

なお、本件事案については、印を付した委員によって構成される部会において主に調査審議を行った。